

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	中小企業投資促進税制の拡充	
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条の 3）、法人税（租税特別措置法第 42 条の 6、第 68 条の 11）	
要 望 の 内 容	<p>次の設備を対象設備に追加した上で、延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 器具備品のうち、度量衡器、試験機器及び測定機器 	
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲ 1, 667 百 万 円 （▲ 132, 20 0 百万円）</p>

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業は地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>一般的に大企業と比して財務基盤が脆弱な中小企業においては、新規事業に取り組む意欲と技術力を有していても、十分な資金を充当できず機動的な設備投資に遅れが見られる。他方、中小企業は我が国の構造改革を担う雇用・産業創出の原動力であり、意欲ある中小企業の設備投資を活発化させ、生産性の向上を促進していくことが、我が国経済の持続的な成長のために重要な課題である。</p> <p>我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控えする傾向が顕著となっている。このような厳しい経済情勢の中にあっても、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するための施策を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で、必要不可欠な施策である。</p> <p>他方、近年、中国等のアジア諸国の企業の競争力向上、EU 等における環境規制の強化、東日本大震災による原発事故や相次ぐ製品事故等に伴う品質・性能に対する消費者の安全意識の高まり等の環境変化を受け、製品の品質向上に資する設備の導入ニーズが高まっているところ。</p> <p>厳しい内外環境の中で、自立的な成長発展を目指す中小企業を強力に支援するため、税制面においても、品質・生産性の向上に資する度量衡器、試験機器及び測定機器を中小企業投資促進税制の対象として加えることにより、中小企業の品質・生産性向上のための取り組みを強力に後押しすることが必要。</p>		
	今 回 の 要 望 に 関	合 理 性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する</p> <p>施策大目標 4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する</p> <p>施策中目標 5 生活衛生の向上・推進を図る</p>

- ②設備投資実施企業割合の向上
30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。
- ③生産・営業用設備DI (DI = 「過剰」 - 「不足」)
±5ポイント程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

租税特別措置の適用又は延長期間は
同上の期間中の達成目標

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
(平成24年度～平成25年度)

本税制措置の適用期間中における中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率・設備投資実施企業割合・生産営業用設備判断DIについて、前年平均値と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す。

政策目標の達成状況

平成16年(2004年)以降、平成20年(2008年)第Ⅲ四半期まで設備投資は堅調に推移(企業の投資性向である「設備投資対キャッシュフロー比率」も上昇傾向で推移)。しかし、平成20年第Ⅳ四半期以降、世界的な金融危機を背景とする景気の急落により、企業の収益が急激に悪化。生産の落ち込み(稼働率の低下)により設備の過剰感が増し、設備投資を手控えする傾向が顕著になっており、直近は若干の回復が見られるものの、未だ目標には達していない状況。

年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI	
18年	I	62.2	年間 平均値 66.6	32.1	年間 平均値 31.3	0	年間 平均値 0.5
	II	65.4		30.6		1	
	III	67.5		31		1	
	IV	71.3		31.3		0	
19年	I	75.4	年間 平均値 71.8	30.7	年間 平均値 28.3	▲1	年間 平均値 0.5
	II	71.6		29.8		0	
	III	69.9		27.1		2	
	IV	70.3		25.4		1	
20年	I	71	年間 平均値 70.8	26.3	年間 平均値 25.0	2	年間 平均値 5
	II	71.8		24.5		4	
	III	71.9		26.3		5	
	IV	68.4		22.9		9	
21年	I	64.8	年間 平均値 58.8	19.3	年間 平均値 19.6	18	年間 平均値 18.5
	II	62.2		18.9		20	
	III	55.8		19.3		19	
	IV	52.5		20.7		17	
22年	I	51.1	年間 平均値 53.1	21.6	年間 平均値 23.5	13	年間 平均値 10.5
	II	51.1		22.4		12	
	III	55.1		24.9		9	
	IV	55.2		25.2		8	

有効性

要望の措置の適用見込み

(適用事業者数)
平成24年度 39,073社
平成25年度 38,469社

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>本税制措置は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本税制措置では、中小企業の設備投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化や生産性向上に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>実際、下記のとおり、本税制措置は中小企業に幅広く利用されており、中小企業の資金繰りやキャッシュフローの改善による再投資拡大に大きく寄与している。</p> <p>本税制措置非利用企業における設備投資対キャッシュフローが約49%であるのに対し、利用企業は約86%と目標の80%を超えており、本税制措置による投資拡大に寄与している。</p> <p>また、本税制措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本税制措置が影響した」と答えた企業は約51%であり、企業の設備投資実施を大きく後押ししている。</p>
<p>相 当 性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>		<p>本税制措置は、中小企業等の幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げを図ることを通じて、中小企業の経営安定を図ることを目的としているものであるが、本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措置、及び財投による融資制度等は経済産業省には存在しない。</p> <p>中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、一定の要件を満たし、かつ、対象者が限られる補助金や財投と異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり対象者を特定しない税制措置による支援が効果的かつ効率的である。あらかじめ用途を限定した補助金等と異なり、個々の中小企業の状況に応じた経営戦略や創意工夫によって、税制の利用によって生まれた余剰資金を再投資資金や運転資金等に活用させ、より積極的に効率的な経営を促す効果も期待される。</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>—</p>	
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>	
	<p>要望の措置の妥当性</p>		<p>経済全体として設備投資を手控えする傾向が顕著となっている中であっても、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却（償却費用の前倒し）による投下資金の早期回収が可能となる税制措置を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経</p>

			<p>済の成長力を中長期的に維持していく上で、必要不可欠な施策である。</p> <p>中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、設備投資に際して多くの選択肢を持つことが有益である。よって、ほぼすべての業種で利用可能であり、対象設備も広い本税制措置は必要不可欠である。さらに、取得価格の下限額を設定することによって設備の近代化・生産性の向上等を後押ししている。</p>																								
<p style="writing-mode: vertical-rl;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p style="text-align: center;">租税特別措置の適用実績</p>	<p>過去5年間の減収額試算 平成18年度 2,110億円 平成19年度 2,300億円 平成20年度 2,560億円 平成21年度 2,500億円 平成22年度 1,288億円 (出典：財務省による試算)</p> <p>平成21年度会社標本調査によると、本特例の利用中小法人は約3万1千法人であり、幅広く使われていることが伺える。 ・特別償却利用法人：14,086法人(出典：平成20年度会社標本調査) ・税額控除利用法人：16,889事業年度(同上)</p> <p>また、ほぼすべての業種がこの税制の適用対象となっており、税制の利用状況(中小企業庁アンケート調査)を見ても、以下の通り想定外に特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1" data-bbox="549 1032 1449 1189"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>情報通信業</td> <td>サービス業</td> <td>卸売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>12.1</td> <td>34.7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>小売業</td> <td>不動産業</td> <td>飲食・宿泊業</td> <td>運輸業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>16.1</td> <td>4.2</td> <td>6.5</td> <td>26.7</td> <td>12.9</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業	割合(%)	12.1	34.7	9	11	17.5	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他	割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9	
	業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業																					
割合(%)	12.1	34.7	9	11	17.5																						
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他																						
割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9																						
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本税制措置による減収額に対して、2.67倍の設備投資押し上げ効果が得られているとの試算がある(注1)。これをもとに、マクロ的な経済効果を試算した場合、設備投資増加額は1,415億円となり(注2)、これによるGDP押し上げ効果は1,642億円、各産業への生産誘発効果は3,079億円、雇用誘発効果は21,918人と試算される(注3)。 (※上記の試算は、平成21年度に中小企業庁から三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)への委託事業の一環として実施したもの。)</p> <p>(注1) 設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算したもの。 (注2) 2008年度における中小企業投資促進税制の減収額をベースに試算している。 (注3) GDP押し上げ効果の算出にあたっては、代表的なマクロ計量モデルにおける公共投資乗数効果を用いた(複数のモデルの平均値を採用)。生産誘発額については、GDP押し上げ効果(金額)を産業別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、これに産業連関表のレオンチェフ逆行列係数を乗じて算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じて雇用誘発効果を算出した。</p>																									

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、前年平均値と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す(2年間で10%ポイントの向上)</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>税制による投資の下支え効果もあって、中小企業の設備投資は堅調に推移してきたものの、平成20年後半以降の景気急落の影響によって企業収益が大幅に悪化し、我が国経済全体として設備投資が急減している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8^ト以上→3.5^ト以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)</p>	